

## 外務省行政文書管理規則の一部改正案について(概要)

令和7年4月  
内閣府公文書管理課

公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)第10条第3項に基づき、外務大臣から内閣総理大臣に対し、外務省行政文書管理規則の変更について協議があったため、同法第29条第2号に基づき、諮問するもの。

### 【改正の概要】

秘密文書(極秘文書及び秘文書)について、外務秘文書として扱うもの(令和7年5月16日改正、同年10月1日施行)。

※ 外務秘文書は、従来の極秘文書と同様の管理がなされる。

### 【参考】公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号) 抄

(行政文書管理規則)

第10条 行政機関の長は、行政文書の管理が第4条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、行政文書の管理に関する定め(以下「行政文書管理規則」という。)を設けなければならない。

2 (略)

3 行政機関の長は、行政文書管理規則を設けようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 (略)

(委員会への諮問)

第29条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。

一 (略)

二 第10条第3項、第25条又は第27条第3項の規定による同意をしようとするとき。

三 (略)

府 公 第 75 号  
令和 7 年 4 月 28 日

公文書管理委員会  
委員長 小幡 純子 殿

内閣総理大臣 石破 茂

諮 問 書

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第29条第2号の規定に基づき、外務省行政文書管理規則の一部を改正する訓令案について、別紙のとおり諮問します。